

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等に係る検討状況について

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の成立に伴い、今後、消費税率の引上げが行われることを踏まえ、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について、介護給付費分科会介護事業経営調査委員会で検討を行っている。
- この法律では「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をする」とされており、介護報酬でも、これまでの消費税引上げ時等の診療報酬における対応と同様の対応を行う場合、平成25年7月に実施予定の介護事業経営概況調査で、各サービスの人件費割合、非課税品目等のデータを取得し、改定率の検討を行う必要がある。
- また、医療保険側では、医療機関等が行う高額な投資に係る消費税負担の状況について調査を行い、その対応についても検討することとしており、介護保険でも、医療保険側と同様に高額な投資に係る消費税負担について、本年1月に調査を行っており、現在、結果集計中である（別添参照）。
- 今後、当該調査の結果も踏まえ、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を進める。

（これまでの取組）

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 平成24年12月 | ・ 関係団体ヒアリング |
| 平成25年1月 | ・ 介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税課税の実態調査 |

（今後のスケジュール）

- | | |
|----------|------------------|
| 平成25年度前半 | ・ 議論の中間整理 |
| | ・ 介護事業経営概況調査 |
| 平成25年度後半 | ・ 8%引上げ時の対応とりまとめ |
| 平成26年4月 | ・ 消費税率引上げ（5%→8%） |

(別添)

介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税負担の実態調査 (概要)

1. 調査名称

「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」

2. 調査目的

介護保険サービスにおける高額投資に係る消費税の取扱い等について、検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

3. 調査スケジュール

(1) 調査時期

平成 25 年 1 月

(2) 調査受託業者から厚生労働省に対する報告時期

平成 25 年 3 月末を目途

4. 調査対象及び客体数

(1) 介護保険三施設及び特定施設入居者生活介護 各 500

(2) その他のサービス 各 200 程度

5. 調査方法

(1) 直近に終了した事業年(度)の固定資産台帳から調査対象サービスに係る固定資産及び併設サービスとの共用の有無を特定した上で、原則エクセル形式での提出を求め、過去5年のうちに取得した固定資産を抽出する。

(2) その他の調査内容については、調査票による調査とする。

6. 調査項目

資産の一件当たり取得価額、資産の総取得価額、資産種別ごとの資産の取得価額、耐用年数ごとの資産の取得価額、総収益額、取得した建物の保有状況、介護用機器等の保有状況、リース・賃貸契約により保有する資産の状況、費用処理の状況、補助金等を利用した設備投資の状況 等